

## 統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

平成 27 年度において評価の結果を取りまとめた「食育の推進に関する政策評価」について、前回報告後の状況は下記のとおりです。

この内容については、平成 29 年 6 月 9 日に国会へ報告しています。

<b>テーマ名</b>	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：平成 27 年 10 月 23 日)
<b>関係行政機関</b>	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項に基づき必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。なお、平成 28 年 4 月から、内閣府が担当していた食育推進業務については、内閣府から農林水産省に移管された。

政策の評価の観点及び結果	
○	<b>評価の観点</b> 食育の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○	<b>評価の結果及び意見通知の概要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育の推進に関する政策については、第 2 次食育推進基本計画において設定された 11 の目標のうち、目標を達成したものが二つにとどまることなどから、目標の達成度としては「進展が大きくない」と判定される。</li> <li>・ i) 第 2 次食育推進基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないものがみられ、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はないものの、食育を国民運動として推進するため、都道府県の理解の下、共通の目標を掲げ協力して取り組むことが有効であること、ii) 栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与が明確に把握できなかったなどの評価結果を踏まえ、目標設定の支援や栄養教諭配置の効果把握等必要な意見を通知した。</li> </ul>

主な意見	主な政策への反映状況
1 都道府県の目標設定の支援（内閣府） 都道府県が国と連携した目標の設定を検討することを支援することが適当	<p>国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、平成 27 年 12 月 21 日に都道府県食育推進担当主管課長会議を開催し、第 3 次食育推進基本計画（平成 28 年 3 月作成）の骨子を説明し、第 3 次食育推進基本計画の個別目標ごとに、目標設定の必要性等について、資料を用いて丁寧に説明した。</p> <p style="text-align: right;">（内閣府）</p> <p>また、食育をめぐる状況等のデータを追加した「第 3 次食育推進基本計画参考資料集」を平成 28 年 3 月末に作成し、6 月に農林水産省ホームページに掲載し、都道府県が国と連携した目標設定を検討する際に具体的な検討が進むよう参照できるようにした。</p> <p>さらに、地方農政局等が主催する第 3 次食育推進基本計画の地域説明会等都道府県食育担当の参加する各種会議において、農林水産省より当該資料集を紹介しつつ第 3 次食育推進基本計画の目標等について丁寧に説明し、都道府県が目標の設定を検討するための支援を行った。</p>

	<p>都道府県食育推進計画において、その計画の改定に際し、第 3 次食育推進基本計画の趣旨を踏まえ、国の目標と合わせた目標を新たに設定する取組を始めている都道府県がある。</p> <p>(農林水産省)</p>
<p>2 望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応 (内閣府)</p> <p>生活スタイルの変化や一人暮らし高齢者の増加など家族の状況も様々になってきており、こうした様々な状況へ対応した食育を推進していくことが適当</p>	<p>第 3 次食育推進基本計画においては、特に若い世代において食に関する知識や意識等の面で他の世代より課題が多いことや、家庭生活の状況が多様化する中で、家族や個人の努力のみでは健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況も見受けられることを踏まえ、今後 5 年間に特に取り組むべき重点課題の中に、「若い世代を中心とした食育の推進」及び「多様な暮らしに対応した食育の推進」を盛り込み、食育を推進することとした。</p> <p>(内閣府)</p> <p>平成 28 年度は、「食育月間」実施要綱に、若い世代に対する食育の推進と多様な暮らしに対応した地域や所属するコミュニティ等を通じた共食の機会の提供を明記した。当該「食育月間」に基づく地域の主な取組実績について各都道府県や指定都市から情報を収集し、農林水産省のホームページで情報提供している。</p> <p>また、特に共食をテーマにしたアニメーションとのタイアップを実施することにより、若い世代に向け共食の楽しさ・大切さについて情報発信したほか、貧困の状況にある子供達に対する食育の観点での支援に関する事例について、他地域での展開の参考になるような情報提供を食育白書を通じて行った。</p> <p>(農林水産省)</p>
<p>3 栄養教諭制度の効果の把握等 (文部科学省)</p> <p>栄養教諭は学校における食育の中核を担っていることから、栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当</p> <p>学校における食に関する指導をより充実させるためにも、全体計画の評価の実施について指導することが適当</p>	<p>文部科学省が設置した食育指導体制に関する調査研究協力者会議において、スーパー食育スクール事業の指定校を中心に、栄養教諭が配置されている小学校、中学校及び特別支援学校を対象に実地調査を行い、「食育指導体制に関する調査研究報告書」(平成 28 年 3 月)を取りまとめ、児童生徒等に対する指導、教職員間の連携・協力、家庭・地域に対する貢献といった中で、栄養教諭の配置による効果が把握された。</p> <p>また、平成 28 年度も栄養教諭を中心に外部の専門家等と連携し、食育の多角的効果について検証を行い、実践モデルを構築することを目的としたスーパー食育スクール事業により、栄養教諭のより効果的な活用方法について検討を行っている。</p> <p>平成 28 年度に、文部科学省が主催する都道府県・指定都市教育委員会の食育行政の担当者を対象とした会議や食育の指導者を対象とした研修、各教育委員会が主催する研修・講習会など、全国約 20 か所で食に関する指導に係る全体計画に基づく取組状況について、評価を実施するよう周知を図った。</p> <p>各学校では、健康診断や体力測定の結果や、教職員や児</p>

<p>食生活学習教材について、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実を図り、その利用を促進することが適当</p>	<p>児童生徒、保護者へのアンケート調査等を踏まえ、定期的開催する会議において評価を実施したり、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく学校評価の中に位置付けて評価を実施したりしている。</p> <p>小学生向けの食育の教材については、現場の意見を反映して新たな教材を作成し、全国の小学校に配付するとともに、平成28年3月に文部科学省のホームページに掲載した。この教材については、教育委員会等が独自に増刷・配布して活用している例や、本教材の内容をそれぞれの地域・学校に合わせた独自の内容に変更して活用している例がある。なお、学校現場での活用が図られるよう、より加工しやすい電子データを同省のホームページに掲載している。 (文部科学省)</p>
<p>4 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に係る第2次食育推進基本計画における目標の見直し並びに糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業の効果の把握(内閣府・厚生労働省)</p> <p>第2次食育推進基本計画の目標である「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合」については、目標を見直すことが適当 (内閣府・厚生労働省)</p> <p>また、糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業は、中間段階での指標や具体的な活動実績に基づき、事業の効果把握することが適当 (厚生労働省)</p>	<p>第3次食育推進基本計画においては「生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合」を目標とし、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)のみならず、エネルギーや食塩の過剰摂取等に代表されるような栄養等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れに起因する、肥満ややせ・低栄養等生活習慣病全般の予防や改善のための食生活の実践状況を把握するとともに、健康寿命の延伸につながる食育を推進することとした。 (内閣府・厚生労働省)</p> <p>上記目標については、平成28年度において、69.9%であり、32年度目標(75%)の達成に向けて、食生活指針の普及、食生活改善運動の展開、スマート・ライフ・プロジェクトによる企業との連携等を実施しているところ。 (農林水産省・厚生労働省)</p> <p>糖尿病予防戦略事業については、平成27年度に実施要綱を改正し、都道府県等が事業実施後、最終的に目標がどの程度達成されたのか評価を行い、厚生労働省に報告するよう見直しを行った。</p> <p>その結果、平成27年度に同事業を実施した49地方公共団体については、厚生労働省に、効果の達成状況についての報告があり、44地方公共団体では、おおむね目標を達成しているところ。目標を達成していない5地方公共団体に対しては、達成できなかった理由を聴取し、本年度以降に事業を実施する地方公共団体の参考となるよう、情報共有を図っていくこととしている。</p> <p>8020運動推進特別事業については、学術的な見解も踏まえながら、口腔機能に着目した評価指標を引き続き検討する。</p> <p>また、事業の効果については、都道府県ごとに評価を行うこととし、「よく噛む」ことを目標として、歯科保健指導等を行う成人歯科健診プログラムの受診者の多くに意識の改善がみられたなどの報告を受けている。</p>

	(厚生労働省)
<p>5 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次食育推進基本計画における目標の測定値の把握方法等の見直し（農林水産省）</p> <p>第2次食育推進基本計画の目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、測定値の把握方法その他適切な見直しを行うことが適当</p>	<p>第3次食育推進基本計画において、農林漁業体験を経験した国民の割合の目標値について、把握する調査の対象が「世帯」の割合であることが明確となるよう見直しを行った。</p> <p>上記目標については、平成28年度において、30.6%であり、32年度の目標（40%）達成に向けて、地域における農林漁業体験機会の提供等を支援する事業等を実施しているところ。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産省)</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照  
([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html))